

特集 ● 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

■ 神奈川労連

最賃裁判が明らかにした「働く貧困」の実相

福田裕行

最低賃金裁判は、2011年6月30日の第一次提訴から5年半にわたりたたかわれてきた。

2016年2月24日に横浜地裁、次いで12月7日に東京高裁で「却下」つまり、司法の場で裁く対象ではない、という「門前払い」の不当判決が出された。これは、低賃金で苦しむ多数の労働者が、憲法と最低賃金法に違反し生活保護を下回る最低賃金について、裁判所に訴えることも許さないという司法の責任を放棄する極めて不当なものである。現在、最高裁へ上告中である。

控訴審の東京高裁は一回の審理で結審してしまった。そこで原告を代表して猪井伸哉さんが陳述した内容をまず紹介したい。

1 原告団長猪井さんの東京高裁法廷での言葉

『私は現在47歳、神奈川県内のスーパーマーケットのセンター工場で弁当製造のパートの仕事をしております。時給は現在905円。神奈川県の最低賃金と同額です。病気を患い、自殺未遂を経て親元に引き取られ、既に7年にもなりますが、毎月の実際の手取りが9万円にも満たない収入では年老いた両親の世話になる以外に生きていくことも出来ず、またこの年齢では再就職も簡単には出来ません。

私たち原告団は毎回、それぞれがそれぞれの

勇気を奮い、血の出るような思いで意見陳述をし、裁判官に訴え続けました。4名の仲間は本人尋問も受けました。しかし、横浜地裁の裁判官には私たちの思いが届くことはなく、それどころかその思いを踏みにじり、「門前払い」を食らわせたのです。

そればかりではありません。横浜地裁の判決は、「最低賃金が低く生活が苦しいのなら、生活保護を受給すべし」とまで私たちに言い放っています。

被告である国は、この判決を「よし」としております。ならば全国各地の生活保護支給窓口で行われている「水際作戦」をどう説明するのでしょうか。生活保護を必要とする、支給要件を満たす者の内、実際には8割もの人が生活保護を受給出来ていない現状をどう説明する気なのでしょうか。現に、私も以前、千葉県鎌ヶ谷市役所にて生活保護を申請した際に「アパートの家賃を払うお金があるのなら、それを生活費に充てなさい。」と言われ、申請用紙をもらうことさえ拒否されました。収入が最低生活費を下回っているのなら生活保護を受けよという判決を支持しておきながら、生活保護申請を窓口で蹴り、申請用紙すら渡さないことに対して指導もせぬ国は、貧困者・弱者は死ねと言っているも同然です。

私の、そして私たち原告団の望みは「最低賃

金時給 1000 円以上」です。働いて収入を得、その収入をもって生きる、ということは、社会人として、人としての尊厳です。

裁判長、私たちは、楽をして日々を過ごしたいなどということは望んでいない。ただ、人としての尊厳を、プライドを持った暮らしをしたいと切に望むものです。』

2 最低賃金裁判で明らかになった働く貧困の実態

最低賃金裁判は、総勢 133 人の低賃金労働者が日本の歴史上初めて、「最低賃金少なくとも 1000 円以上！」を求めて国を訴えた裁判（義務付け訴訟）である。この裁判の意義は、日本の低賃金労働の悲惨な実態を「原告である当事者が前面に出て訴えた」ことにある。第 1 回の期日から毎回欠かさず原告意見陳述を行い、最低賃金で働き生きることの悲惨さと最賃 1000 円以上を直接裁判官に訴え続け、憲法と最賃法 9 条 3 項に違反する国の最賃決定の違法性を多角的全面的、徹底的に暴く取り組みを行ってきた。一審横浜地裁の最終準備書面では、弁護団がまとめた生存権を犯す最低賃金労働の実態を 3 点に絞ってまとめている。

1) まさに命と健康を削って働き生きる深刻な実態

原告らは一つの仕事では生活保護基準以下の手取りしか得られないため、休みや寝る時間、子どもと触れ合う時間などを削って長時間労働やダブルワーク・トリプルワークをしている。そのため、無理な労働がたたって体を壊すものも後を絶たない。

タクシー運転手として働く 60 代の原告は深夜早朝に実働 17 時間という不規則かつ長時間

の労働を余儀なくされている。そのような無理な長時間労働がたり、持病の糖尿病が悪化しその症状に苦しんでいる。それでも手取りが 14 万円を切るなど全く生活が成り立たない。

定年して老後を迎えた高齢者世代も、清掃など体力のいるアルバイトをしながら生活している。ある原告は、57 歳で早期退職した後、貯金と年金だけでは生活できなくなり、椎間板ヘルニアの持病を抱えながら 1 日 7 時間・月 15 日の清掃のアルバイトをしている。ヘルニアの再発におびえながら、体力的にもきつい生活を送る中で、働き始めて 4 か月で 10kg も体重が激減した。男性原告（当時 57 歳）も、50 歳を過ぎてそれまでの内装工を辞め警備会社に再就職したが、生活のために休みなく働いた結果、過労で出血性胃潰瘍にり患するなど健康を害した。それでも、食べて生きていくために、働き続けている。

30 代の女性原告は、甲状腺に腫瘍を患っており、医師から摘出手術を勧められているにもかかわらず、時給 970 円、月 11 ～ 12 万円程度の手取りでは 20 万円という手術費用が工面でできず、いまだに手術の目的が立っていない。また本人と母親が住んでいる住居は築 50 年でとても古く、耐震性に問題があるが、引越費用を工面することができず、倒壊の恐れに怯えながら住み続けている。

世界的に見ても極めて低い水準で放置された最低賃金の下で、原告らはまさにその「命・健康」が危機にさらされているのであって、生存権が侵害されていることは明らかである。

2) 社会的なつながりや自立、余裕が全く奪われた生活、子どもへのしわ寄せ

原告らは、ダブルワークをしても国民年金保険料を払えず、女性としておしゃれもしたいのに新しい下着を買うことすらも我慢している者もいる。結婚式や2次会に呼ばれても、ご祝儀や参加費用、着ていく洋服も準備できず、誘いを断らざるを得ない。「このようなことを続けていたら、そのうち交友関係も途絶えてしまうのではないか」と社会的に孤立していくことに恐れを感じている。

食事はなるべく安い食材で済ませるなどできる限りの節約をした上、さらに新聞や固定電話、いざというときのための生命保険を解約した者もいる。

結婚したい、子どももほしい、そうした人としてごくごく当たり前の願望を持ちながら、現実には自分自身が自立して生活できるだけの収入もないため、年老いていく親の収入や年金を頼りにせざるを得ない。そのような生活では、結婚や子どもを授かることはもはや「夢」と化し、むしろ事故や病気、親の介護など何かあったときに対応できるだけの蓄えもない中で将来の不安におびえている。

親が休みや寝る時間を削ってダブルワーク・トリプルワークをする中で、子どもと接する時間が持てなかったり、経済的な余裕がなく遊園地や家族旅行といった一般の家庭であれば当たり前の経験や体験もさせられない。

また、子どもたちが塾や習い事に興味や意欲を持ったとしても、親がその費用を支払えず、子どもにあきらめさせてしまう。あるいは、子どもがパティシエや薬剤師といった将来の夢を抱いても、親の収入を慮り、自らその夢をあきらめるなど、子どもたちの未来や可能性が親の

貧困によって奪われている。

3) 自らの収入だけでは生活できず、働きながら生活保護を受給している者も現にいる

30代の男性原告は、横浜市都筑区にある学童保育と川崎市にある学童保育の2か所でダブルワークをしており、それでも十分な収入を得ることができず、意見陳述当時は他の原告同様、家庭を持つことをあきらめていた。その後、恋人との間で子を授かり入籍したが、親子4人が暮らすための収入はなく、生活保護を受けており、不足分として月16万円ほどの支給を受けている。

5人の子どもを育てているシングルマザーの原告は、毎月20万円以上の生活保護を受給できることになり「やっと最低限の生活ができるようになった」と実感しているが、それでも貯金などできる余裕はなく、成長していく子どもたちを前に不安は尽きない。

タクシードライバーの50代原告は、生活保護を受けることによって救われた反面、なぜ一生懸命フルタイムで働いているにもかかわらず生活保護を受けなければ生活できないのか、大きな矛盾を感じている。働いても生活保護以下の収入しか得られない現状は、仕事に誇りをもって働いている労働者から、人としての自信や自尊心を失わせ、働く意欲をも奪ってしまうのである。

このような原告らの実態こそ、まさに生活保護と最低賃金が逆転し、原告らの生存権が侵害されていることの証左であり、逆転現象は解消されているという被告国の主張が全くの嘘であることを明らかにしている。被告が最低賃金の水準について生活保護基準を大きく下回る現状

を放置し続けていることは、もはや当・不当の域を超え、明らかな裁量権の逸脱・濫用であるとともに、これまで述べてきた原告らの生活実態はおよそ事後的な金銭賠償によって回復を甘受させることが社会通念上不相当な損害であるため、「重大な損害が生じるおそれ」があることも明らかである。

3 裁判の焦点「生活保護よりも低い最低賃金」の事実

現代日本の生活保護捕捉率（本来生活保護が受給できる対象のうち支給されている人の割合）は約20%と言われている。80%の多くは低賃金で必死に自立生活するワーキングプアであることは確かである。

法廷で弁護団が「時給868円、時給1000円、時給1200円で働いて勤労収入を得ている者が生活保護の支給を受けられる」との主張を、被告国は認めた。条件によっては時給1400円でも生活保護支給がされる事実も認めた。

今、政府はもちろんマスコミも含めて、「最低賃金と生活保護の逆転現象は解消された」といっているが、まともに計算すれば全ての都道府県で生活保護月額を上回っていない。東京高裁の不当判決を受けて、猪井さんは以下の言葉を吐露している。

『東京高裁の判決は、横浜地裁に続きましてでも司法の責任放棄！ 最低賃金ギリギリの賃金での生活を強いられた低賃金労働者を馬鹿にして踏みにじる、非情にして不当な判決でした。私たち原告は、最低賃金が「先進国」として異常としか言いようのないほど低すぎるこの現状のせいでそれぞれの苦しみを抱え、日々何かを諦め、耐え忍びながら暮らしています。人は、

楽しみを持ち、未来を思い描き、希望を持って暮らす権利を生まれながらにして持っています。現状の、この国際的に見てもあまりにも恥ずかしい最低賃金が、果たして生存権と幸福追求権を保障する憲法に反していないのかどうか！ 最高裁判所には日本国の威信を賭けた、正当で公正且つ「法の正義」を示す判決を下して頂きたい！』

終わりに

一審二審の判決は、原告側の主張に一切耳を貸さず、横浜地裁一審判決を追認し、司法の役割を放棄する全く不当なものであり、以下の点から憲法違反の判決である。

まず、最低賃金が低すぎる場合でも裁判所で争うことができない、という判決内容は、裁判を受ける権利の侵害（憲法32条）である。神奈川県内はもちろんのこと全国で最低賃金ギリギリで働く労働者が「最低賃金では生きていくことができない。憲法と最低賃金法に違反する状態を何とか救って欲しい！」という声に、司法が救済する道を断つ判決である。そして、低すぎる最低賃金は、人間らしい暮らしを保障しておらず、生存権、勤労権、幸福追求権の侵害（憲法25条、27条、13条）にあたる。

不当判決を乗り越え、直ちに1000円実現、憲法違反の是正を求めて最高裁へのたたかいを継続する。そして、世界の常識である生計費原則の最賃額確保、最賃時間額1500円めざし、新たな全国一律最低賃金法の立法化の運動を、すべての労働者・国民との連帯と共同を広げて実現していきたいと思う。今後のご支援をよろしく願いたい。

（ふくだ ひろゆき・神奈川労連議長）